

契約主管課発注の建設工事に係る特別簡易型総合評価落札方式試行要領

平成21年 6月19日

(趣旨)

第1条 この要領は、契約主管課が行う建設工事（以下「工事」という。）に関する入札について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2（第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づく総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札のうち、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、簡易な評価による総合評価で落札者を決定する方式（以下「特別簡易型総合評価落札方式」という。）による入札の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 特別簡易型総合評価落札方式により入札を行う工事は、予定価格が3千万円以上1億5千万円未満の土木又は建築工事であって、特別簡易型総合評価落札方式により試行的に行うことが適当であると認められる工事とし、公募型指名競争入札により行うものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第3条 特別簡易型総合評価落札方式により入札を行おうとするときは、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めるものとする。

2 落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

3 前項の規定に基づく意見聴取を行う場合は、併せて当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聞くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

(入札参加資格)

第4条 実施対象工事の入札参加資格については、建設工事等請負業者選定委員会で決定するものとする。

(入札時の公表事項)

第5条 特別簡易型総合評価落札方式を実施しようとするときは、芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）第16条第2項に定める事項のほか、次の事項を公表するものとする。

- (1) 特別簡易型総合評価落札方式の対象工事である旨
- (2) 価格以外の評価項目及び評価基準
- (3) 提出を求める評価資料の内容
- (4) 落札者の決定方法
(評価資料の提出)

第6条 入札に参加する者は、公募型指名競争入札参加申請書に評価項目の評価を行うための総合評価調書（落札者決定基準 別記様式）を添付して提出しなければならない。

(総合評価の方法)

第7条 総合評価の方法は、標準点（100点）に入札に参加する者が提出した評価資料に基づき、評価項目ごとに評価に応じて与える得点の合計（加算点）を加算した合計点を入札価格で除して得た数値に1,000万を乗じて得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

(落札者決定の方法)

第8条 落札者は、次の要件に該当する入札者のうち、評価値の最も高い者とする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - (2) 最低制限価格を設定したときは、入札価格が最低制限価格を下回らないこと。
- 2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、入札価格が低い者を落札者とし、入札価格が同じ場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。